

健康保険法 標準報酬月額の変動的変更 ワンポイント解説 2018 年版

[学習のポイント]

標準報酬月額の上限改定に関しては、厚生年金保険法と横断学習が必要です。
「判断時期、どのような状況の場合に、いつから、」を軸にして押さえてください。

健康保険法	厚生年金保険法
[判断時期] 3月31日 において	
[状況] $\frac{\text{最高等級に係る被保険者数}}{\text{全被保険者数}} > \frac{1.5}{100}$	[状況] $\text{全被保険者の平均標準報酬月額} \times \frac{200}{100} > \text{最高等級}$
[いつから] 9月1日 から	
[条件]・・・ 3月31日 における条件 $\frac{\text{最高等級に係る被保険者数}}{\text{全被保険者数}} < \frac{1.5}{100}$	健康保険法の標準報酬月額の等級区分を 参酌 して改定を行うことができる。
<u>厚生労働大臣は、標準報酬月額等級の上限の変動的変更の制定又は改正について立案を行う場合には、社会保障審議会の意見を聴くものとする。</u>	規定なし

[法40条2項]・・・健康保険法

毎年3月31日における標準報酬月額等級の最高等級に該当する被保険者数の被保険者総数に占める割合が100分の1.5を超える場合において、その状態が継続すると認められるときは、その年の9月1日から、政令で、当該最高等級の上に更に等級を加える標準報酬月額の等級区分の改定を行うことができる。

ただし、その年の3月31日において、改定後の標準報酬月額等級の最高等級に該当する被保険者数の同日における被保険者総数に占める割合が100分の0.5を下回ってはならない。

[法20条2項]・・・厚生年金保険法

毎年3月31日における全被保険者の標準報酬月額を平均した額の100分の200に相当する額が標準報酬月額等級の最高等級の標準報酬月額を超える場合において、その状態が継続すると認められるときは、その年の9月1日から、健康保険法に規定する標準報酬月額の等級区分を参酌して、政令で、当該最高等級の上に更に等級を加える標準報酬月額の等級区分の改定を行うことができる。



[覚え方]

注意する点として、健康保険法には、3月31日時点での条件が付されていますが、厚生年金保険法には、ありません。

健康保険法も厚生年金保険法も、年度末に判断して、9月1日から改定になります。